

日本司法支援センター 年度評価 総合評価様式

1. 全体の評価				
評価 (S、A、B、C、D)	B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況		
		26年度	27年度	28年度
		B	-	-
評価に至った理由	(項目別評価の分布や、下記「2. 法人全体に対する評価」を踏まえ、上記評価に至った理由を記載) 項目別評価は、一部の業務がA又はC評価であるものの、重要度「高」又は難易度「高」とされた業務を含めて、全般的にはB評価が大多数を占めており、中期目標の達成に向けておおむね順調な組織運営が行われていること、また、全体の評価を引き下げるべき事象もなかったことから、「日本司法支援センターの業務実績評価に係る基本方針」に基づきB評価とした。			
2. 支援センター全体に対する評価				
支援センター全体の評価	(項目別評価及び下記事項を踏まえた、法人全体の評価を記述。項目別評価のうち、重要な事項について記載)  高齢者・障害者等に対する援助の充実については、司法ソーシャルワーク事業計画に基づき、積極的に各種取組を実施している。 情報セキュリティ対策業務については、必要な規程を整備し、職員に対する研修・教育を適切に実施している。 一般管理費及び事業費の効率化については、達成目標を大きく上回る成果を上げており、その取組は良好である。 立替金の償還率の向上については、民事法律扶助の対象者が資力の乏しい者に限られ、そうした者からの償還（返済）であるという困難性が内在するも、26年度を上回る償還率を実現している。 支援センターの認知度の向上に向けた取組の充実については、名称認知度は低下したが、目的意識を持った広報活動を実施し、業務認知度が向上するなど一定の成果を上げている。 その他の業務についてもおおむね所期の目標を達成していると認められ、特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。			
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	(支援センター全体の信用を失墜させる事象や外部要因など、法人全体の評価に特に大きな影響を与える事項その他法人全体の単位で評価すべき事項、災害対応など、目標、計画になく項目別評価に反映されていない事項などを記載) 特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。			

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	<p>(項目別評価で指摘した課題、改善事項で翌年度以降のフォローアップが必要な事項を記載。中期計画及び現時点の年度計画の変更が必要な事項があれば必ず記載)</p> <p>職員の採用及び配置等については、常勤弁護士が未配置の地域が複数存在し、支援センターの業務を遂行するために必要な常勤弁護士の数の検証、常勤弁護士が事件を受任したことで生じた財産的な効果の把握についても未了であることから、更に取り組を進める必要がある。事務所の業務実施体制の見直しについては、業務量等の基礎情報の把握・分析を行い、出張所及び司法過疎地域事務所の存置等について必要な見直しを行う必要がある。情報提供業務の効率化については、コールセンターにおける1コール当たりの運営経費の水準を維持できるよう、取り組を進める必要がある。</p> <p>認知度の向上に向けた取組の充実については、名称認知度が低下したことを重く受け止め、他の機関が実施した調査結果なども参考としつつ、今回の認知度調査の結果を踏まえた広報を行う必要がある。</p>
その他改善事項	<p>(上記以外で今後の対応の必要性を検討すべき事項、目標策定の妥当性など、個別の目標・計画の達成状況以外で改善が求められる事項があれば記載)</p> <p>特に記載すべき事項はない。</p>
4. その他事項	
監事等からの意見	<p>(監事等へのヒアリングを実施した結果、監事等からの意見で特に記載が必要な事項があれば記載)</p> <p>特に記載が必要な事項はない。</p>
その他特記事項	<p>(有識者からの意見があった場合の意見、評価の方法について検討が必要な事項など、上記以外で特に記載が必要な事項があれば記載)</p> <p>特に記載が必要な事項はない。</p>